

今回も、前回に引き続き雇い入れに関する助成金をテーマとしました。今回取り上げる助成金は「基盤人材確保助成金」です。

この助成金は、新分野進出等(創業、異業種進出)に伴い、経営基盤の強化に資する労働者(基盤人材といいます)と、当該基盤人材の雇い入れに伴い当該基盤人材以外の労働者を新たに雇入れた場合に、雇入れた対象労働者の1年間の賃金の一部に相当する額として、基盤人材については、1人あたり140万円、一般労働者については、1人あたり30万円を助成するものです。ただし、基盤人材については、1企業あたり5人を限度とし、一般労働者については、基盤人材の雇入れ数と同数までを限度とします。

基盤人材

次のいずれかに該当するもの

- (1) 事務的・技術的な業務の企画・立案、指導を行うことができる専門的な知識や技術を有する者
- (2) 部下を指揮・監督する業務に従事する係長相当職以上の者
- (3) 年収350万円以上の賃金で雇い入れられる者

受給できる事業主

対象となる事業主は、主に以下のとおりです。

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- (2) 新分野進出等に伴う事業の用に供するための施設または設備等の設置・整備に要する費用を300万円以上負担する事業主であること。

受給できない場合の主な要件

次のいずれかに該当する場合は上記事業主に該当する場合でも、助成金は受給できません。

- (1) 事業主都合による常用労働者の離職、又は被保険者数の6%に相当する数を超えた特定受給資格者となる離職を出した場合。
- (2) 支給申請書提出日において労働保険料を2年間超えて滞納している場合。

助成の対象となる労働者の主な要件

- (1) 対象事業主の新分野進出等に係る部署において、助成金の支給終了後も引き続き継続して雇用することが見込まれる者であること。
- (2) 過去3年間に対象事業主の企業で勤務した者でないこと。

* 上記記載の要件等は主なものですので、実際に申請をご検討の際は、お気軽にご相談ください。

以上